

消防の動き



2013
1
No.501

- 平成24年版 消防白書の概要
- 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案について



FDMA
住民とともに

消防庁
Fire and Disaster Management Agency



特報1

平成24年版 消防白書の概要…………… 4

特報2

北朝鮮による「人工衛星」と称する…………… 14
ミサイル発射事案について

平成25年1月号 No.501

巻頭言 年頭の辞（消防庁長官 岡崎 浩巳）

Report

平成24年（1月～6月）における火災の概要（概数）…………… 16
防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果…………… 18

TOPICS

第18回全国女性消防団員活性化秋田大会の開催…………… 20
第60回全国消防技術者会議の開催報告…………… 21

先進事例紹介～消防の広域化

北海道 砂川地区広域消防組合消防本部「過疎化と広域化」…………… 23

先進事例紹介

横浜型救急システムにおける緊急度・重症度識別
コールトリアージ（神奈川県 横浜市消防局）…………… 25

緊急消防援助隊情報

平成24年度地域ブロック合同訓練について…………… 27

消防通信～望楼

和歌山市消防団（和歌山県）／茨木市消防本部（大阪府）／…………… 30
宝塚市東消防署（兵庫県）／新居浜市消防本部（愛媛県）

消防大学校だより

救急科（第74期）…………… 31
消防団長科（第61・62期）…………… 32

報道発表等

最近の報道発表について（平成24年11月27日～12月26日）…………… 33

通知等

最近の通知…………… 34
広報テーマ（1月分・2月分）…………… 34

お知らせ

住宅の耐震化と家具の転倒防止について…………… 35
林野火災を防ごう！…………… 36
～全国山火事予防運動～



■ 表紙
平成24年東京消防庁出初式

年頭の辞



消防庁長官 岡崎 浩巳

平成25年の新春を迎えるに当たり、平素から地域の安心・安全を守るため、昼夜を分かたず消防防災活動にご尽力いただいております全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昭和23年に消防組織法が施行されて、市町村消防を原則とする我が国の「自治体消防制度」が誕生し、65年を迎えようとしています。この間、我が国の消防は、関係各位のたゆまぬ努力の積み重ねにより、着実に進展し、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしてきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことのない大地震と巨大津波により各地に甚大な被害をもたらすとともに、福島第一原子力発電所の事故が発生しました。また、その後も、災害は後を絶たず、昨年は竜巻や豪雨による災害に加え、ホテル火災やコンビニート施設における火災、トンネル内の爆発事故など、様々な災害が全国各地で発生しました。

このような状況下において、国民の生命、身体及び財産を守るため、今後の大規模災害等に備えた、更なる消防防災体制の強化を図ることが喫緊の課題となっております。

このため、消防庁においては、Jアラートの自動起動機等の整備や消防救急無線のデジタル化による災害に強い消防防災通信基盤の強化、消防団の充実強化や安全対策の推進、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図ってまいります。

このほか、ホテル・旅館等における、立入検査及び違反処理の推進や新たな表示制度等を含めた火災予防対策、福島第一原子力発電所の避難指示区域における管轄消防機関の支援や原子力災害に係る地域防災計画の策定支援などに取り組んでまいります。

皆様方におかれましても、我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

皆様のますますのご健勝とご発展を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

平成24年版 消防白書の概要

総務課

「平成24年版消防白書」の公表

消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。

平成24年版消防白書は、2部構成とし、第Ⅰ部において、東日本大震災を踏まえた、消防防災体制に係る課題への対応について記述するとともに、第Ⅱ部において、火災をはじめとする各種災害の現況と課題、消防防災の組織や活動等について記述しています。

なお、消防白書は、消防庁のホームページに掲載するとともに、政府刊行物サービスセンターや主要書店などで販売されます。

平成24年版消防白書の概要は、以下のとおりです。

第Ⅰ部 東日本大震災を踏まえた課題への対応

東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波対策の推進と地域防災力の強化、消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策、緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備、民間事業者における地震・津波対策など、消防防災体制の強化に取り組んでいる

地震・津波対策の推進と地域防災力の強化（第1章）

防災基本計画の修正と災害対策基本法の改正等

発生頻度の高い津波のみならず、発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波も想定し、住民の避難を軸に、総合的な地震・津波対策を確立することが必要

- 中央防災会議の議論等を踏まえ、防災基本計画に「津波災害対策編」が新設されたこと等を踏まえ、**地域防災計画の見直しの参考となる留意点や参考事例等を地方公共団体に周知**（平成23年12月）
 - ・災害の初期対応について時間経過に即して作成することや、住民避難を柱とした応急対応に留意すること等、**実効性のある計画にするための工夫を提示**
 - ・**個別の留意点を被害想定、避難対策等に分類して整理したことに加え、85の参考事例を掲載**
- 災害対策基本法の一部改正**（平成24年6月）
 - ・大規模広域な災害に対する即応力の強化、被災者対応の改善等について改正

津波避難対策の推進

今後発生が懸念される南海トラフの巨大地震に起因する津波災害等に備えるため、地域における総合的な地震・津波対策を確立し、津波避難計画等の策定の推進が必要



避難階段（静岡県沼津市提供）

- 消防庁では、市町村の津波避難計画策定の参考となる「**津波対策推進マニュアル検討報告書（平成14年3月消防庁）**」を平成24年度内に改訂し、地方公共団体に提示予定
- 地方公共団体が実施する**津波避難タワー、避難路・避難階段の整備、避難所における防災機能の強化等に対する財政支援措置を実施している**



災害情報等の伝達

- ・市町村防災行政無線（同報系）、Jアラート等は住民への大津波警報など災害情報伝達手段として有効に活用
- ・一方、地震の揺れや津波による倒壊・破損や電源喪失等により、情報伝達に支障が生じた例もあった



- 市町村防災行政無線（同報系）の整備に対する財政支援措置を実施している
- 岩手県大槌町、宮城県気仙沼市等において実証実験を実施している
非常用電源の充実等による耐災害性の強化や多様な情報伝達手段の活用、様々なメディアとの連携等について検証
- 実証実験を踏まえ、災害情報伝達手段に係る推奨仕様書を策定し、全国に配布予定
- Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施に向けた訓練等の充実を図る

消防救急無線のデジタル化の推進

- ・地震動や津波による消防救急無線の機器や基地局の被害により、緊急消防援助隊等の出動部隊と応援調整本部との通信、同県内の部隊同士の通信等の一部に問題
- ・大規模災害時の緊急消防援助隊の応援と受援のスムーズかつ一元的な実施が必要



- 平成28年5月末の期限を踏まえ、財政支援措置、技術アドバイザーの派遣、デジタル化実証実験で得られた知見の提供などの支援策を推進している

消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策（第2章）

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動

大規模災害発生時における効果的な初動活動や、消防本部と消防団との円滑な連携のあり方等について検討が必要



- 大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動について検討を実施し、以下の内容等を取りまとめた
 - ・初動期においては、**限られた消防力を効果的に活用することが重要**
 - ・効果的な初動活動を行うため、**事前計画の策定や事前計画に基づいた訓練の実施が必要**
 - ・①災害対応体制及び情報管理体制の確立、②消防活動方針及び部隊運用方策、③消防団等との情報共有及び連携のあり方、④長期化活動への対策、⑤津波災害時における安全管理などの**効果的な活動方策**
- 上記検討結果を全国の消防本部に配付（平成24年4月）

消防団の安全対策と充実強化

消防団員が水門等の閉鎖、住民の避難誘導や夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した一方で、多くの消防団員が犠牲となったことを重く受け止め、その教訓を今後活かすことが必要



- 大規模災害時における消防団活動のあり方について検討を実施し、津波災害時の消防団員の安全確保対策や、消防団の装備・教育訓練等の充実、若者が入りやすい消防団に向けた取組等を取りまとめた
 - 市町村に津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成等を推進するよう通知（平成24年3月）
 - 47都道府県において、災害対応指導者育成支援事業を開催している
 - 全国10箇所において、消防団・自主防災組織の理解促進シンポジウムを開催している
- 消防団員の活動中の安全確保のための装備の整備を支援する補助制度を設け、ライフジャケット、投光器等を配布（平成23年度補正（第3号））
- ライフジャケット等の安全装備品に対する地方交付税措置を拡充（平成24年度）

緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等（第3章）

今後発生切迫性が指摘されている大規模地震への対応を念頭に、緊急消防援助隊の活動がより効果的・効率的に行われるよう、長期に及ぶ消防応援活動への対応や消防力の確実かつ迅速な被災地への投入等の課題に対応していくことが必要

- 長期に及ぶ活動を支援するための**燃料補給車**や、機動力・走破力を向上させた**大規模震災用高度救助車**等を整備している
- 各都道府県毎に策定している**応援等実施計画及び受援計画の見直し**を支援している
- 広範囲に甚大な被害が発生した場合も想定した**緊急消防援助隊の出動計画の見直し**等を実施している
- ヘリサット等の整備による**広域的な情報収集体制及び情報共有体制の強化**を図っている



緊急消防援助隊の野営状況
(新潟市消防局提供)



燃料補給車

民間事業者における地震・津波対策（第4章）

危険物施設における地震・津波対策等

地震の揺れにより、危険物施設の建築物や配管等が破損する被害や津波により施設全体が損壊する等の被害が発生していることから、危険物施設や石油コンビナート施設の安全確保のための対策が必要

- 危険物の規制に関する規則を改正し、**予防規程への記載事項に津波対策を追加**(平成24年5月)
- 屋外タンク貯蔵所の**タンクの規模や津波浸水想定等に基づく津波被害シミュレーションツール**を作成し、ホームページで提供している
- 特定防災施設等及び防災資機材等における、**地震及び津波の発生頻度等に応じた対策の考え方等**を取りまとめ、石油コンビナート所在の道府県に通知（平成24年3月）
- 震災時における危険物の取扱い等の実態調査を行うとともに、**災害時における応急的な危険物の貯蔵又は取扱いに係る安全確保のあり方について検討中**



津波により屋外タンク貯蔵所の配管が破損しタンク内の危険物が流出した状況（仙台市消防局提供）

石油コンビナート等防災体制

- ・石油コンビナートの災害では、特定事業所外に被害が及ぶ爆発や火災等への対策とともに、特定事業所の自衛防災組織の地震・津波時の運用や安全管理、住民避難等が課題
- ・防災アセスメント指針の見直しや、特定防災施設等及び防災資機材等が地震動により受ける影響評価方法について整備等が必要

- 石油コンビナートにおける**事業者の自衛防災体制、関係地方公共団体における防災体制と周辺住民の安心・安全確保のあり方**や、石油コンビナートの被害予測等に関する技術的な検討を実施している



原子力災害への対応（第5章）

避難指示区域における管轄消防本部の活動等

- ・関係市町村の復旧・復興と合わせた、避難指示区域における消防防災体制の充実・強化が必要
- ・関係省庁、現地対策本部、福島県、関係市町村等と連携し、引き続き、管轄消防本部への支援が必要

- 管内消防機関において、応急仮設住宅への巡回による**防火・防災指導、住民の一時立入時の警戒活動、福島原発への防火指導や自衛消防組織の訓練指導等**を実施している
- 消防庁において、避難指示区域の防火対策として、**簡易型防火水槽や火災監視カメラの設置等に対する財政支援措置（平成23年度補正（第1号））**



火災監視カメラ（双葉地方広域市町村圏組合消防本部提供）

消防機関における活動対策等の充実強化等

- ・原子力施設等における安全かつ確な消防活動の実施が必要
- ・原子力防災対策を重点的に講ずべき地域に入ることとなった地方公共団体の地域防災計画において、原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が急務

- 福島原発事故等を踏まえ、「**原子力施設等における消防活動対策マニュアル**」の見直しを検討中
- 放射性物質事故対応資機材の配備（平成23年度補正（第1号））**
- 「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」の改定により、関係地方公共団体における**地域防災計画の見直しや、訓練等を通じた原子力防災体制の充実強化を支援している**



個人線量計

第II部 消防行政を取り巻く現状と課題について

消防法の一部改正（第1章第1節）

改正の背景等

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模・高層ビルを中心に**ビル全体の防災管理を強化する必要性が高まるとともに、近年、建築物全体の防火管理体制があいまいな雑居ビル等を中心とした多数の死者を伴う火災被害が頻発**
- 検定の**未受検、不正受検の消防用機器等が市場に流通する事案が発生**
- 公益法人事業仕分け（平成22年5月）において、「**検定**」について**自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果**

- 「予防行政のあり方に関する検討会」において、これらの問題について検討を行い、平成23年12月に報告書を取りまとめ
- 第26次消防審議会の答申において、「大規模・高層建築物等の防火・防災管理体制の強化等についても検討を進めていくことが必要」とされている

改正内容（概要）

1. **雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化（平成26年4月1日施行）**
 - 複合ビルについて、「**統括防火管理者**」の選任を義務付け
 - 大規模・高層の建物について、「**統括防災管理者**」の選任を義務付け

○統括防火管理者及び統括防災管理者に対し、それぞれ各防火管理者及び各防災管理者への指示権を付与

2. 消防機関による火災原因調査権の拡大（平成25年4月1日施行）

○消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与

3. 消防用機器等の違法な流通を防止のための措置の拡充（平成25年4月1日施行）

- 販売業者等が、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等・自主表示対象機械器具を市場に流通させた場合における、**総務大臣による回収等の命令権の創設**（最高1億円の罰金刑）
- 規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等・自主表示対象機械器具等を市場に流通させた場合における**罰則の引き上げ**（30万円以下の罰金→1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（併科有り））

4. 消防用機器等の「検定」制度等の見直し（平成25年4月1日施行）

- 登録検定機関の要件のうち、試験設備の「保有」要件を緩和し、民間参入を促進
- 「個別検定」を「型式適合検定」に改め、その実施方法を明確化
- 日本消防検定協会の業務のうち、「鑑定」を廃止し、「製造業者等からの依頼に応じて評価業務を行うこと」を業務として規定
- 自主表示対象機械器具等の製造業者等に対し、**検査記録の作成・保存を義務付け**



円滑な施行に向け、地方公共団体や消防関係者へ必要な情報提供、助言等を実施している

福山市ホテル火災を踏まえた防火安全対策（第1章第2節）

火災の発生及び消防庁の対応

○平成24年5月、福山市のホテルにおける火災発生により、死者7名、負傷者3名の人的被害発生



火災建物の外観

（消防庁の対応）

- 5月13日 消防庁内に災害対策室設置、職員7名を派遣
- 5月14日 「ホテル・旅館等に係る防火対策の更なる徹底について」を通知
- 5月16日 「ホテル・旅館等に係る緊急調査の実施について」を通知

緊急調査の実施

対象：全国の3階建て以上で防火管理者の選任義務を要するホテル・旅館等のうち、昭和46年以前に建築されたもの（現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているものを除く）

- 797施設のうち、549施設において何らかの消防法令違反
- 調査結果を踏まえ、消防本部において重点的に是正の徹底を図る

消防法令違反の状況

	棟数	割合	備考
調査対象施設数①	797	—	—
何らかの消防法令違反があるもの②	549	68.9%	②/①
重大な違反があるもの③	47	5.9%	③/①

※ 重大な違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	426	33	76	ホース耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	56	1	13	一部散水障害、一部未警戒
自動火災放置設備	791	17	232	感知器の一部未警戒



ホテル・旅館等の火災予防上の課題及びその対応の考え方

- ホテル火災対策検討部会を開催し、ホテル・旅館等における火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等について検討（以下、中間報告概要）

ホテル火災に係る課題：多数の死傷者が発生した要因

- ・建物が耐火構造でないため、火災が出火室及びその近傍から上階へ拡大
- ・階段部分の防火区画が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大
- ・従業員による適切な初期消火活動等が未実施

火災予防上の課題とその対応の考え方

- 各種規制について
 - ・現行の各種規制について適切な遵守
 - ・小規模ホテル・旅館等（300㎡未満）への自動火災報知設備の設置義務化の検討
- 立入検査と違反処理の推進方策について
 - ・建築構造の適合性も含め、的確に人命危険の高い対象物のふるい分けを行い、計画的な立入検査が実施される体制の整備
 - ・危険性・悪質性の高い違反を選別して厳格な違反処理に移行する体制の整備
 - ・違反処理に携わる職員の育成に係る研修等の実施
- 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について
 - ・「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、新制度として構築することも一つの方策
 - ・「旧適マーク制度」の点検項目を基本とし、事業者の申請に基づき、消防機関が認定する制度の整備



中間報告の内容を踏まえ、関係機関と連携しながら、実施に向けて検討している

市町村の消防の広域化（第2章第2節）

広域化の背景と現行の推進スキーム

- （小規模消防本部の課題等）
- ・複雑多様化する災害への対応
 - ・高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の育成等
 - ・組織管理や財政運営面における対応



- 平成6年（1994年）以降、市町村の消防の広域化を積極的に推進
- 平成18年の消防組織法改正
 - 広域化の理念及び定義、基本指針、推進計画及び都道府県知事の関与等を規定
- 「市町村の消防の広域化に関する基本方針」（平成18年7月）の策定
 - ・平成19年度中に都道府県において推進計画を策定
 - ・推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現
- 消防庁の取組
 - ・消防広域化推進アドバイザーの派遣、消防広域化セミナーの開催
 - ・広域化に伴って必要となる経費に対する財政措置

広域化の実績等

- ・平成21年 4月 富良野広域連合消防本部、東広島市消防局、久留米広域消防本部
- ・平成22年 4月 東京消防庁
- ・平成23年 4月 砺波地域消防組合消防本部、北はりま消防本部

- ・平成24年 4月 砂川地区広域消防組合消防本部、置賜広域行政事務組合消防本部
宇部・山陽小野田消防局、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部
- ・平成24年10月 東近江行政組合消防本部 計11件

○今後、広域化の推進期限までに15件、平成25年度以降に6件の広域化の見込み

第26次消防審議会における審議等

【消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申（概要）】

- 広域化の評価及び継続の必要性
 - ・広域化の取組を引き続き推進することが必要
- これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識の在り方
 - ・現行の30万人の管轄人口目標に必ずしもこだわらず、地域の特性や実情を十分に踏まえて対応
 - ・特に次のような地域を重点的に支援していくべき
 - ① 消防本部の規模が小さい市町村や非常備町村など、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
 - ② ①以外であっても広域化の気運が高い地域
- 広域化の実現の期限
 - ・一定の期限を区切り、広域化を着実に推進するため、**5年程度延長することが適当**
- 今後の広域化の取組の具体的な方向性
 - ・広域化に係る課題に対する再検討を行い、地域の実情に応じたきめ細かな支援等が必要



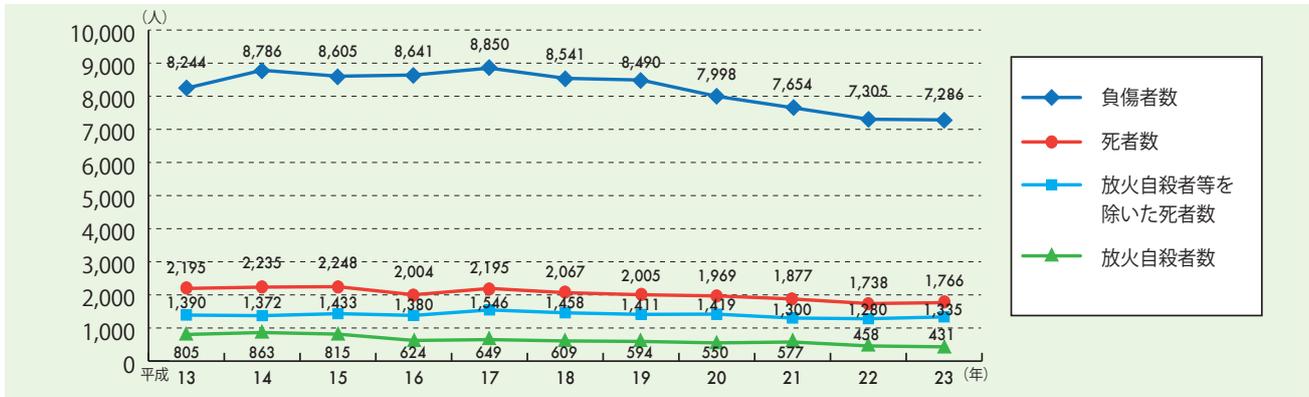
中間答申の内容等を踏まえつつ、基本指針の改正の検討等を行う予定

主な統計数値

火災の現況と最近の動向（第Ⅱ部第1章第1節）

- この10年間の出火件数と火災による死者数は、おおむね減少傾向
 - ・平成23年中の出火件数は5万6件、火災による死者数は1,766人
 - ・いずれも前年増であるが、10年前に比べると**78.6%、80.5%**となっている

火災による死傷者数の推移



*「火災報告」により作成

- 建物火災が全火災の53.6%で最も高く、建物火災による死者数は1,339人
- 平成23年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は1,070人
 - ・前年と比べ48人増加、1,220人を記録した平成17年と比較すると150人の減少
- 住宅用火災警報器の推計設置率は、77.5%（平成24年6月1日現在）
- 放火による火災は5,632件で、15年連続で出火原因の第1位



平成24年1月から9月までの主な風水害（第II部第1章第6節）

- 5月の突風等
 - ・落雷や突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生し、茨城県等において竜巻が発生
- 6月の台風第4号
 - ・台風と梅雨前線により、沖縄から東北にかけての広範囲で大雨、暴風、高波、高潮が発生
- 7月11日からの梅雨前線による大雨
 - ・気象情報の中で、「これまでに経験したことのないような大雨」という初めてのキーワード
 - ・熊本県及び福岡県において、県内の消防相互応援協定に基づき救助活動等を実施
 - ・広域航空消防応援実施要綱に基づく、消防庁長官の要請により、両県に消防防災ヘリが出動

平成24年中の主な風水害による被害状況

災害名	主な被災地	人的被害（人）			住家被害（棟）					都道府県の 災害対策本部 設置（回）
		死者	行方 不明者	負傷者	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水	
平成24年5月に発生した突風等	関東、富山県	3	0	59	89	197	978	—	—	0
台風第4号	関東、東海 近畿	1	0	79	1	1	115	54	231	5
7月11日からの梅雨前線による大雨 (平成24年7月九州北部豪雨を含む)	九州	30	2	27	363	1,500	313	3,298	9,308	4

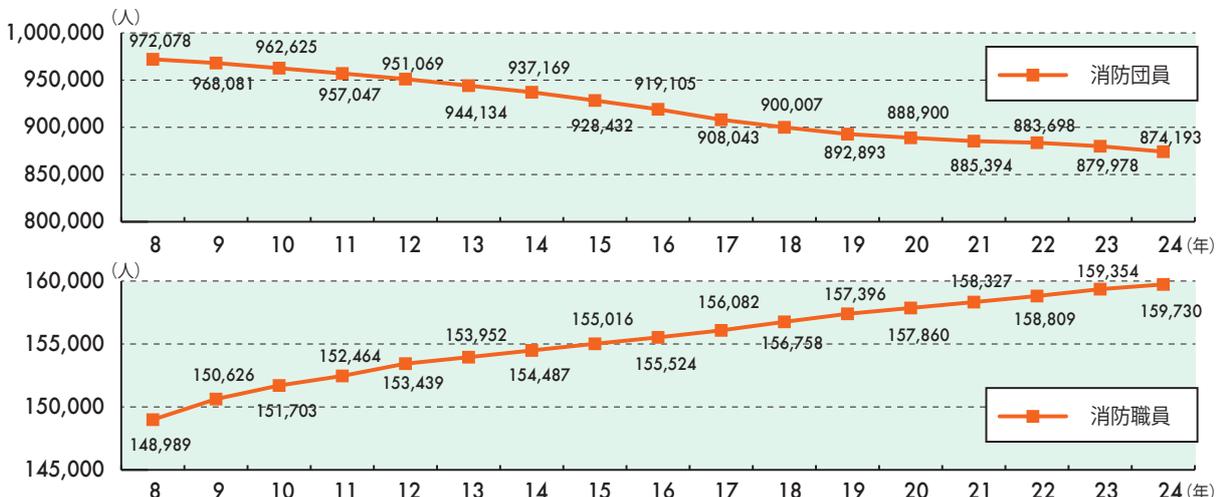
※「消防庁被害報」により作成

主な統計数値

消防組織（平成24.4.1現在）の状況（第II部第2章第1節）

- 消防本部
 - ・791消防本部、1,706消防署が設置され、消防職員は15万9,730人
- 消防団
 - ・消防団数は2,234団、団員数は87万4,193人であり、消防団はすべての市町村に設置

消防職団員数の推移



※「消防防災・震災対策現況調査」により作成

※東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防団員数及び消防職員数については、前年数値により集計

※東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、平成22年4月1日現在の数値により集計

消防職団員の出動状況（第Ⅱ部第2章第3節）

- 平成23年中の消防職団員の火災等への出動回数は106万6,889回、出動延人員は847万3,037人であり、1日平均にすると2,923回、30秒に1回の割合で出動したことになる
- 平成23年中の救急出動件数は571万1,102件、前年に比べ24万3,482件増加
- 救急自動車による搬送人員は518万2,729人、ヘリコプターによる搬送人員は2,584人
- ※ 救急自動車の出動件数は1日平均1万5,637件であり、5.5秒に1回の割合で救急隊が出動し、国民25人に1人が救急搬送されたことになる

救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	緊急出動件数				搬送人員				(A)のうち急病による 出動件数(B)	(A)に対する(B)の 割合(%)
	全出動件数			対前年増加数 増減率(%)	全搬送人員			対前年増加数 増減率(%)		
	うち 救急自動 車による 件数(A)	うち 消防防災 ヘリコプ ターによ る件数			うち 救急自動 車による 件数(A)	うち 消防防災 ヘリコプ ターによ る件数				
平成11年	3,930,999	3,930,024	975	228,924 (6.2)	3,761,119	3,759,996	1,123	214,380 (6.0)	2,211,158	56.3
平成12年	4,184,121	4,182,675	1,446	253,122 (6.4)	3,999,265	3,997,942	1,323	238,146 (6.3)	2,342,578	56.0
平成13年	4,399,195	4,397,527	1,668	215,074 (5.1)	4,192,470	4,190,897	1,573	193,205 (4.8)	2,478,811	56.4
平成14年	4,557,949	4,555,881	2,068	158,754 (3.6)	4,331,917	4,329,935	1,982	139,447 (3.3)	2,610,812	57.3
平成15年	4,832,900	4,830,813	2,087	274,951 (6.0)	4,577,403	4,575,325	2,078	245,486 (5.7)	2,819,620	58.4
平成16年	5,031,464	5,029,108	2,356	198,564 (4.1)	4,745,872	4,743,469	2,403	168,469 (3.7)	2,953,471	58.7
平成17年	5,280,428	5,277,936	2,492	248,964 (4.9)	4,958,363	4,955,976	2,387	212,491 (4.5)	3,167,046	60.0
平成18年	5,240,478	5,237,716	2,762	▲39,950 (▲0.8)	4,895,328	4,892,593	2,735	▲63,035 (▲1.3)	3,163,822	60.4
平成19年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 (1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 (0.2)	3,223,990	60.9
平成20年	5,100,370	5,097,094	3,276	▲193,033 (▲3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	▲224,138 (▲4.6)	3,102,423	60.9
平成21年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	3,141,882	61.3
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	3,389,044	62.0
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	3,562,208	62.4

※ 救急業務実施状況調及び消防防災・震災対策現況調査による

問い合わせ先

消防庁総務課 弘中・益田
TEL: 03-5253-7521



消防白書の構成

第Ⅰ部 東日本大震災を踏まえた課題への対応

第1章 地震・津波対策の推進と地域防災力の強化

防災基本計画の修正や地域防災計画の見直し、災害対策基本法の改正、地域における津波避難対策の推進や住民への情報伝達のあり方 等

第2章 消防職員の初動活動及び消防職団員の安全対策

大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動、消防職団員の活動時の安全対策や惨事ストレス対策、津波災害に対する消火、救急、救助活動 等

第3章 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等

緊急消防援助隊の車両や資機材等の整備、広域活動拠点の整備、緊急消防援助隊の出動計画の見直し、広域的な情報収集や情報共有の体制強化 等

第4章 民間事業者における地震・津波対策

建築物における防災管理体制の強化（消防法の改正）、危険物施設や石油コンビナート施設における地震・津波対策、危険物の貯蔵又は取扱いに係る安全確保 等

第5章 原子力災害への対応

福島第一原子力発電所事故を踏まえ、避難指示区域における管轄消防本部の防火対策、原子力施設等における活動対策マニュアルや原子力災害に係る地域防災計画の見直し 等

第6章 東日本大震災を踏まえた研究開発

消防防災科学技術高度化戦略プラン（2012）の取りまとめ、震災を踏まえた平成23年度からの研究計画の見直しと研究推進 等

第Ⅱ部 消防行政を取り巻く現状と課題について

第1章 災害の現況と課題

建築物における防火・防災管理体制の強化や消防用機器等の「検定」制度の見直し等を内容とする消防法の一部改正、ホテル火災を踏まえた防火安全対策に加え、火災による死者の状況等の火災予防行政の現況と課題、危険物施設における災害、突風や九州北部豪雨等の風水害や原子力災害等の各種災害の現況と課題、南海トラフ巨大地震等の発生に向けた対策 等

第2章 消防防災の組織と活動

常備消防機関及び消防団の体制や活動状況、市町村の消防の広域化の推進、消防職団員の教育訓練、救急及び救助の体制、緊急消防援助隊の活動 等

第3章 国民保護への対応

国民保護法に基づく国民の保護に関する措置の概要、Jアラートの整備・高度化、北朝鮮のミサイル発射事案への対応等

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

国民の防火防災意識の高揚、地域における自主的な防災活動や防災基盤の整備 等

第5章 国際的課題への対応

国際緊急援助隊としての消防救助チームの活動や開発途上諸国への消防技術協力 等

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

消防研究センターが実施している研究開発や火災原因調査等及び災害・事故への対応、競争的研究資金による産学官連携の推進、消防機関における研究開発 等

附属資料

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射 事案について

国民保護室・国民保護運用室

1 はじめに

平成24年12月12日（水）9時49分頃、北朝鮮から「人工衛星」と称するミサイルが発射されました。ミサイルは沖縄県の上空を通過しましたが、幸いわが国への被害はありませんでした。

本事案において、消防庁は事前に対応上の留意事項等についてお知らせするとともに、発射後は全国瞬時警報システム（以下「Jアラート」という。）を用いた情報伝達および都道府県に対する情報提供等を実施しました。以下、事案の概要とともにその主な対応について紹介します。

2 事案の概要

- 12月 1日** 北朝鮮が人工衛星を2012年12月10日～22日に打上げると発表
- 12月 10日** 北朝鮮が発射期間を2012年12月29日まで延長すると発表
- 12月 12日**
 - 9時49分頃** ミサイル発射
 - 9時58分頃** 1つめの落下物が朝鮮半島の西約200kmの黄海に落下
 - 9時59分頃** 2つめの落下物が朝鮮半島の南西約300kmの東シナ海に落下
 - 10時01分頃** ミサイルが沖縄地方の上空を通過（推定）
 - 10時05分頃** 3つめの落下物がフィリピンの東約300kmの太平洋に落下

3 消防庁の主な対応

- 12月 1日**
 - ・国民保護運用室長を長とする情報連絡室を設置
 - ・都道府県への情報提供
 - 必要な連絡体制の確保要請
 - 総理指示
 - 4大臣会合後の総理大臣コメント
- 12月 3日** 都道府県への情報提供
 - 内閣官房長官会見内容
 - 内閣官房が示したエムネット及びJアラート使用の考え方
 - 北朝鮮のノータム（航空情報）
 - 情報の伝達体制、防災・危機管理体制、消防機関の態勢等の確認・再点検等の依頼
- 12月 4日** 都道府県への情報提供
 - 北朝鮮から国際海事機関への通報内容（打上げ期間、落下区域）
 - 落下物があつた場合の対応要領、落下物事故に対する確認依頼
- 12月 5日**
 - ・Jアラートの第3回再訓練を繰り上げ実施
 - ・地方公共団体に対する説明会の開催（内閣官房・防衛省と共催）
 - 沖縄県及び県内市町村向け（於 沖縄県庁）
 - 沖縄県以外の都道府県向け（於 都内）
- 12月 9日**
 - ・国民保護・防災部長を長とする情報連絡室へ移行

・ 沖縄県庁に職員 2 名を派遣

- 12月 11日 都道府県への情報提供
- 北朝鮮から国際海事機関への通報内容
(打上げ期間の延長)

○12月12日

- 9 時55分 ミサイル発射情報を J アラートで送信 (対象地域 : 沖縄県)
- 10時02分 ミサイル上空通過情報を J アラートで送信 (対象地域 : 沖縄県)
- 10時05分 ミサイル発射直後の総理指示を都道府県に情報提供
- 10時05分 沖縄県 (市町村・消防本部) に落下物情報及び被害情報を確認
→ 落下物情報及び被害情報なし。
- 10時55分 沖縄県 (市町村・消防本部) に落下物情報及び被害情報を確認
→ 落下物情報及び被害情報なし。
- 11時00分 消防庁の対応 (第1報) を都道府県に情報提供
- 11時45分 安全保障会議終了後の総理指示を都道府県に情報提供
- 11時50分 消防庁の対応 (第2報) を都道府県に情報提供
- 11時58分 内閣官房長官声明を都道府県に情報提供
- 14時40分 沖縄県 (市町村・消防本部) に落下物情報及び被害情報を確認
→ 落下物情報及び被害情報なし。
- 15時20分 消防庁の対応 (第3報) を都道府県に情報提供
- 17時05分 国民保護運用室長を長とする情報連絡室へ移行

- 12月13日 情報連絡室を閉鎖

4 沖縄県内における J アラートの活用状況

沖縄県内の各市町村では、J アラート等で受信した情

報を防災行政無線や緊急速報メール等の様々な情報伝達手段を用いて住民へ即座に伝達しました。

J アラートによる住民への情報伝達システムについては、全体として概ね順調に機能したものと考えられます。

J アラートの自動起動を予定していた27市町村のうち、糸満市を除く26市町村では、J アラートの自動起動により、発射情報、上空通過情報ともに防災行政無線等から放送等を実施しました。糸満市においては、発射情報については、J アラートの自動起動の設定誤りにより防災行政無線の放送はなされなかったものの、即座に手動に切替え、コミュニティ放送は実施されました。さらに、通過情報を受信するまでのわずかな時間に自動起動の設定を適正化し、通過情報については自動起動により防災行政無線の放送、コミュニティ放送がともに行われました。

また、手動対応の小規模団体の一部においては、ミサイル発射情報等について、確認等に時間を要した等の理由で防災行政無線の放送等が実施されない事例がありました。

それ以外の団体 (ミサイルが上空を通過すると予想された先島諸島の全市町村 (石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町及び与那国町) を含む) においては、予定通り住民への情報伝達が行われたところです。

5 おわりに

今回のミサイル発射事案によるわが国への影響はありませんでしたが、朝鮮半島情勢をはじめとするわが国周辺の国際情勢は依然として不透明・不確実です。消防庁としては、今後とも北朝鮮をはじめとする周辺国の動向を注視していくとともに、地方公共団体と連携し、J アラートの自動起動機の整備、点検及び訓練の徹底等により、万が一の事態に備えた地方公共団体および住民への情報伝達体制の強化に取り組んで参ります。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護運用室 是常
TEL: 03-5253-7551

平成24年(1月～6月) における火災の概要 (概数)

防災情報室

1 総出火件数は、23,669件、 前年同期より5,680件の減少

平成24年(1月～6月)における総出火件数は、23,669件で、前年同期より5,680件減少(-19.4%)しています。

これは、おおよそ1日あたり130件、11分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別で見ますと、次表のとおりです。

平成24年(1月～6月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減率(%)
建物火災	13,546	57.2%	▲1,295	-8.7%
車両火災	2,246	9.5%	▲336	-13.0%
林野火災	821	3.5%	▲967	-54.1%
船舶火災	30	0.1%	▲10	-25.0%
航空機火災	1	0.0%	1	0.0%
その他火災	7,025	29.7%	▲3,073	-30.4%
総火災件数	23,669	100%	▲5,680	-19.4%

2 総死者数は、1,033人、前年同期より 103人の減少

火災による総死者数は、1,033人で、前年同期より103人減少(-9.1%)しています。

また、火災による負傷者は、3,604人で、前年同期より620人減少(-14.7%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を 除く。)数は、633人、前年同期より 62人の減少

建物火災における死者816人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、708人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、633人で、前年同期より62人減少(-8.9%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、86.8%で、出火件数の割合56.1%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を 除く。)の6割以上が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)633人のうち、65歳以上の高齢者は427人(67.5%)で、前年同期より26人減少(-5.7%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ355人(19人の減・-5.1%)、着衣着火41人(4人の増・+10.8%)、出火後再進入12人(4人の減・-25.0%)、その他225人(43人の減・-16.0%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、 続いて「たばこ」

総出火件数の23,669件を出火原因別にみると、「放火」2,693件(11.4%)、「たばこ」2,255件(9.5%)、「こんろ」2,022件(8.5%)、「放火の疑い」1,684件(7.1%)、「たき火」1,449件(6.1%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組み

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存在宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、平成23年6月1日に全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、平成23年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、今まで開催してきた住宅用火災警報器設置推進会議を発展的に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火防災推進シンポジウムを平成24年度には全国9ヵ所で開催予定のほか、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器等の設置及び維持管理活動を行ってまいります。

7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、4,377件、総火災件数の18.5%を占めています。

消防庁では、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組みが進められています。

8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、821件で、前年同期より967件減少(-54.1%)し、延べ焼損面積は約120haで、前年同期より約1,664ha減少(-93.3%)しています。なお、前年同期の数値には東日本大震災で発生した林野火災4件、963haを含みます。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について(平成24年3月2日消防特第35号)」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成24年は「忘れない 山への感謝と 火の始末」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 河田
TEL: 03-5253-7526

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果

防災課

1 調査の背景

東日本大震災（平成23年3月）では、甚大な人的・物的被害が発生しました。これらの多くは、津波を主因とするものと考えられますが、震源から遠く離れた地域においても長周期地震動による超高層ビルの被害のほか、建築物の天井の落下による被害なども多数報告されています。

過去の災害を見ると、阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、全半壊した建築物は約25万棟にもおよび、震災による死者の約8割が建築物の倒壊によるものでした。また、新潟県中越地震（平成16年10月）では、一部市町村の庁舎が被災により使用不能となる事態が発生しました。さらに、海外の事例を含めると、中国四川省の大震災（平成20年5月）では、多くの学校施設の倒壊により多数の犠牲者が発生しました。

地方公共団体が所有又は管理する公用・公共用施設の多くは、不特定多数の利用が見込まれるほか、地震災害の発生時には防災拠点としての機能を発揮することが求められます。

こうした施設が地震により被害を受けた場合、多くの犠牲者を生じさせるばかりでなく、災害応急対策等の実施に支障をきたし、その結果として防ぐことができたであろう被害の発生や拡大を招くおそれがあります。

災害応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点となる庁舎、消防署、避難所となる文教施設（校舎・体育館）などの公共施設等の耐震化が非常に重要です。

消防庁では、こうした背景の下、平成13年度に設置した「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」により、地方公共団体（都道府県及び市町村）が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断及び改修実施状況等について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめ、その後も調査を実施してきたところですが、平成23年度末時点の調査結果が取りまとめられましたので報告します。

2 調査結果

本調査における「耐震率」は、対象となる全棟数に占める「耐震性が確保されている」棟数の割合です。

「耐震性が確保されている」と判断できるものは、次のとおりです。

- ①昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築された建築物
- ②耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物
- ③耐震改修整備を実施した建築物

なお、昭和56年6月1日以降に新耐震基準で建築された建築物は、震度5強程度の地震に対しては、ほとんど損傷を生じず、震度6強程度の地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととされています。

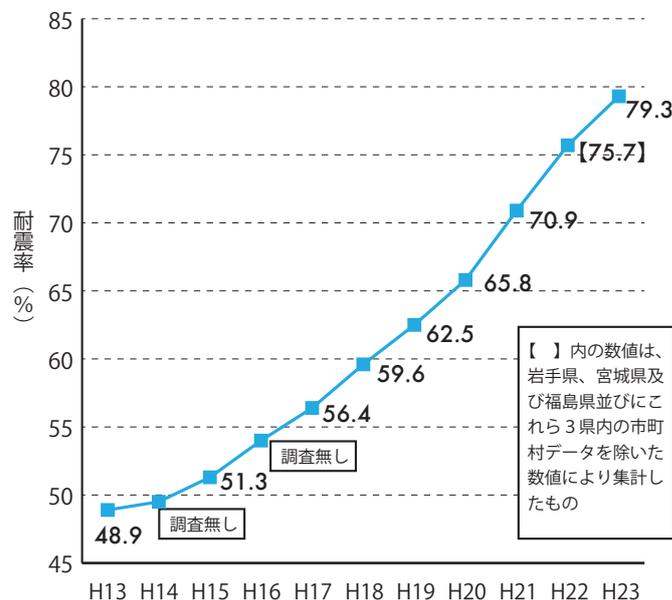
調査の結果、平成23年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率及び耐震率の高い都道府県などは、以下のとおりです。

(1) 平成23年度末耐震率：79.3%

平成23年度末時点で地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等は19万1,042棟で、このうち15万1,506棟の耐震性が確保されており、耐震率は79.3%となります。なお、前回調査（平成22年度末：75.7%（被災3県除く。））と比較すると、3.6ポイント上昇しました。

また、調査を始めてからの耐震率の推移を示すと、図1のとおりです。

図1 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



(2) 耐震率の高い、上位3都道府県

- 1 東京都 (93.8%)
- 2 静岡県 (92.6%)
- 3 愛知県 (91.7%)

都道府県別では、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の都県が、上位に多くなっています（強化地域内の都県：東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）。

(3) 耐震率の高い、上位3施設

- 1 文教施設 (83.7%)
- 2 消防本部、消防署所 (78.8%)
- 3 診療施設 (77.4%)

なお、施設別の耐震率は、表1のとおりです。

表1 施設別の耐震率（都道府県+市町村）

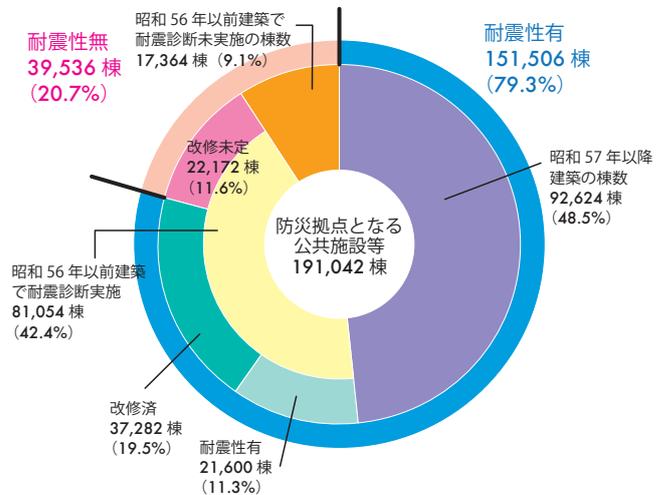
	全棟数		改修の必要がない棟数 (耐震性有)	改修済み	平成23年度 耐震済の 棟数	平成 23年度 耐震率
	A	B				
1. 社会福祉施設	22,697	12,234	3,388	1,427	17,049	75.1%
2. 文教施設 (校舎、体育館)	113,201	48,037	14,094	32,644	94,775	83.7%
3. 庁舎	9,007	4,190	912	934	6,036	67.0%
4. 県民会館・ 公民館等	16,509	9,750	1,157	569	11,476	69.5%
5. 体育館	4,636	2,730	243	245	3,218	69.4%
6. 診療施設	3,003	1,978	239	106	2,323	77.4%
7. 警察本部、 警察署等	5,239	3,270	366	354	3,990	76.2%
8. 消防本部、 消防署所	6,415	3,988	635	432	5,055	78.8%
9. その他	10,335	6,447	566	571	7,584	73.4%
合計	191,042	92,624	21,600	37,282	151,506	79.3%

(4) 耐震性が確保されている棟数の内訳 (図2)

耐震性が確保されている建築物は、以下の①、②、③の合計15万1,506棟になります。

- ①昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物…9万2,624棟
- ②昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物…2万1,600棟
- ③耐震改修整備を実施した建築物…3万7,282棟

図2 耐震性が確保されている棟数の内訳



3 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る現行の地方財政措置

調査結果から、耐震診断及びその結果に基づく耐震措置が着実に進んでおり、結果として防災拠点となる公共施設の耐震化が進んでいることが分かりますが、各地方公共団体においては、耐震診断、耐震改修の推進はもとより、数値目標の設定、耐震診断結果の公表なども含めた、早急かつ計画的な耐震化に係る取組をより一層推進することが望まれます。

消防庁では、従前から公共施設等耐震化事業（事業費の90%を起債対象とし、その元利償還金の50%を交付税算入）を実施しており、このうち、地震による倒壊の危険性が高い（Is値0.3未満）庁舎や避難所については、交付税算入率を2/3に引き上げています。また、東日本大震災の教訓を踏まえて新たに設けられた緊急防災・減災事業（単独）では、耐震化を一層推進するため、地方財政措置について事業費の100%を起債対象とし、その元利償還金の70%を交付税算入しています。これらの措置等により、今後とも地方公共団体の取組みを支援していきます。

※防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書（平成24年11月）リンク先

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2411/241130_1houdou/01_houdoushiryou.pdf

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係 日野、長崎
TEL: 03-5253-7525

第18回全国女性消防団員活性化秋田大会の開催

防災課

去る平成24年11月16日（金）、秋田県秋田市の「秋田県民会館」において第18回全国女性消防団員活性化秋田大会が開催されました。この大会は、全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動を一層活性化することを目的として毎年開かれているものです。

地域における消防防災体制の中核的存在として消防団に期待される役割は拡大しており、消火・防火だけでなく、救助、避難誘導、平常時における防災知識や応急手当の普及啓発など多様で幅広い活動が重視されるようになってきました。

このような状況のもと、地域コミュニティと深いつながりがあり、きめ細やかな視点を持つ女性消防団員は、欠くことのできない大きな存在となっています。

今大会では、全国各地から約2,500人の女性消防団員等が集まり、地域の垣根を越えた積極的な情報交流等が行われるなど、大変活気のある有意義な大会となりました。

1. 開催日時及び場所

日時：平成24年11月16日（金）10時00分～16時30分
場所：秋田県民会館

2. 大会テーマ

「美の国へようこそ！ 女性消防団員 秋田で元気に」

3. 内容

(1) 活動事例発表

- | | | | |
|---------------|----|----|-------|
| ①鹿児島県薩摩川内市消防団 | 部長 | 宮里 | 英子さん |
| ②滋賀県野洲市消防団 | 班長 | 堀江 | さや美さん |
| | 班長 | 梅本 | 和子さん |
| | 班長 | 大門 | 佳子さん |
| ③神奈川県横浜市西消防団 | 団員 | 濱下 | 康子さん |
| ④茨城県常陸大宮市消防団 | 部長 | 三次 | 雅子さん |

(2) 火災予防啓発劇

- ①秋田県秋田市消防団
- ②三重県津市消防団
- ③奈良県奈良市消防団広報指導分団(やまとなでしこ隊)

(3) パネルディスカッション

- ・コーディネーター
(公財) 東京防災救急協会 講習指導担当部長
谷口 由美子さん

・パネリスト

岩手県宮古市消防団	団員	高田	由美さん
宮城県気仙沼市消防団	分団長	小山	ふみ子さん
福島県田村市消防団	部長	渡辺	清子さん
高知県高知市消防団	分団長	小野	政子さん
秋田県大仙市消防団	団長	草薨	忠誠さん

(4) 記念講演 演題

「ようこそ秋田へ みんなで夢をかだろ」

俳優 柳葉 敏郎さん
フリーアナウンサー 石垣 政和さん

4. 主催、共催及び後援

- <主催> 消防庁、(財) 日本消防協会、
(公財) 秋田県消防協会
第18回全国女性消防団員活性化秋田大会実行委員会
- <共催> 秋田県、秋田市
- <後援> 秋田県市長会、秋田県町村会、秋田県消防長会



主催者挨拶をする岡崎消防庁長官



活動事例発表をする神奈川県横浜市西消防団

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 堀
TEL: 03-5253-7525

第60回全国消防技術者会議の開催報告

消防研究センター

【会議概要】

平成24年10月25、26日（木・金）の2日間、全国消防技術者会議が、東京都港区虎ノ門のニッショーホールにおいて行われました。この会議は、消防防災に関する調査研究、機器開発等の成果を発表し、広く消防防災にかかわる関係者の情報共有、意見交換の場として行われ、今回の会議で第60回を迎えることとなりました。前回までは聴講者募集の案内を消防関係者に限り出していましたが、今回は消防関係者以外の方からも広く聴講者を募り、2日間で延べ527人のご参加をいただきました。



岡崎長官あいさつ



山口教授特別講演

会議一日目午前は、松原美之消防研究センター所長の開会の辞、岡崎浩巳消防庁長官の挨拶の後、特別講演となりました。特別講演は、杏林大学医学部救急医学教室山口芳裕教授より、「福島原発事故対応を踏まえた放射線被ばく医療の基礎知識と留意点」と題してご講演いただきました。

昼休みの時間を利用し、ロビーにおいて6件の一般展示発表と1件の消防研究センター展示発表が行われ、午後は3つのセッションに分かれ16件の一般口頭発表が行われました。

会議二日目は、午前中に3件の消防研究センターの研究発表、及び「消防防災科学技術研究推進制度」で実施された4件の研究発表が行われました。

昼休みには、同日午前中に別会場で行われた「平成24年度消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰」の受賞作品展示発表がロビーにおいて行われ、午後は同表彰受賞の「消防防災科学論文」5件、及び「原因調査事例報告」7件の口頭発表が行われました。

【特別講演】

杏林大学医学部救急医学教室山口教授による「福島原発事故対応を踏まえた放射線被ばく医療の基礎知識と留意点」では、救急医学・放射線医学をご専門とされる先生が、福島原発で対応を行った消防隊に同行し、医療アドバイザーとして隊員と共に第一線で活動したご経験を交えて放射線被ばくを中心としてご講演をいただきました。学術研究の内容のみならず現場での実例に基づくお話は、常に現場と向き合っている消防隊員、学術研究と現場を結びつける消防防災関係者、更には放射線という見えない危険性に対応するための知識として、一般の聴講者に至るまで、幅広く興味深い有用な講演となりました。



研究発表会場の様子



展示発表の様子

【研究発表】

第一日目午後に行われた一般発表では、「安全対策・消防戦術」セッションに5件、「機器改良開発」セッションに7件、「原因調査」セッションに4件の発表がありました。いずれのセッションでも、日常の活動の中から生まれてくる創意・工夫、調査事例の発表であり、聴講者との間に活発な討論がなされました。

第二日目は、午前には消防研究センターの研究報告3件と消防防災科学技術研究推進制度で行われた4件の発表が行われました。いずれも、学術研究と現場を結びつけるものとして新しい手法、知見を提供するものでありました。特に消防防災科学技術研究推進制度での発表は、新規の機器開発が報告され、より実用的に現場で利用できるよう期待の高まるものでした。

続いて午後に行われた、平成24年度消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰受賞作品では、「消防防災科学論文」と「原因調査事例報告」の2つのセッションに分かれて発表が行われました。消防防災科学論文では、実用的に適用できる手法に対して理論的考察を加えられたものが多く、また原因調査事例では一日目の一般発表原因調査セッションと同様に、実際に起こりうる事例として参加者に非常に有用な発表となりました。

【展示発表】

第一日目、第二日目の昼休みを利用して行われた展

示発表においては、創意工夫、また新規開発した実機を展示しての発表であり、参加者は実際のものの動き、また利用法を見ることで自らの日常の活動と重ねあわせ体験できることにより、両日ともに盛況のうちに行われました。

今回の会議は、第60回を迎えることでもあり、会議資料の末尾に第1回から第60回までの、全ての発表（特別講演・一般口頭発表・一般展示発表・表彰口頭発表・表彰展示発表）のタイトルが添付されております。これらの発表数も60回で1,284件に上っております。今までの蓄積を将来へ活かすことができるよう、これら資料をご利用いただきたいと考えております。

次回、第61回全国消防技術者会議も、平成24年と同時期の開催が予定されております。発表及び参加等の詳細に関しましては、決定次第、消防研究センターのホームページ (<http://www.fri.go.jp/>) 等によりご案内させていただきます。全国の消防職員、また消防防災関係者の多数のご応募、ご参加、また一般のみなさまがたの多数のご聴講をお待ちいたしております。

問い合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室
TEL: 0422-44-8331(代)

先進事例 紹介

消防の広域化 過疎化と広域化

広域化に至る経緯

砂川地区広域消防組合は、1市2町(砂川市、奈井江町、浦臼町)で昭和47年に組合化され、条例を一元化し3市町の消防にかかる事務だけではなく管轄区域内の消防業務全般を総合的に行っていった。また、上砂川町消防本部は単独消防本部として閉山前の三井砂川炭鉱の私設消防団とつながりを持った中、消防サービスを行ってきた経緯があり、閉山に伴う人口減少により規模を縮小しながらも、上砂川町の消防行政を行ってきたところであるが、平成24年4月1日より上砂川町が加わり、1市3町による新たな枠組みで砂川地区広域消防組合としてスタートしたところである。

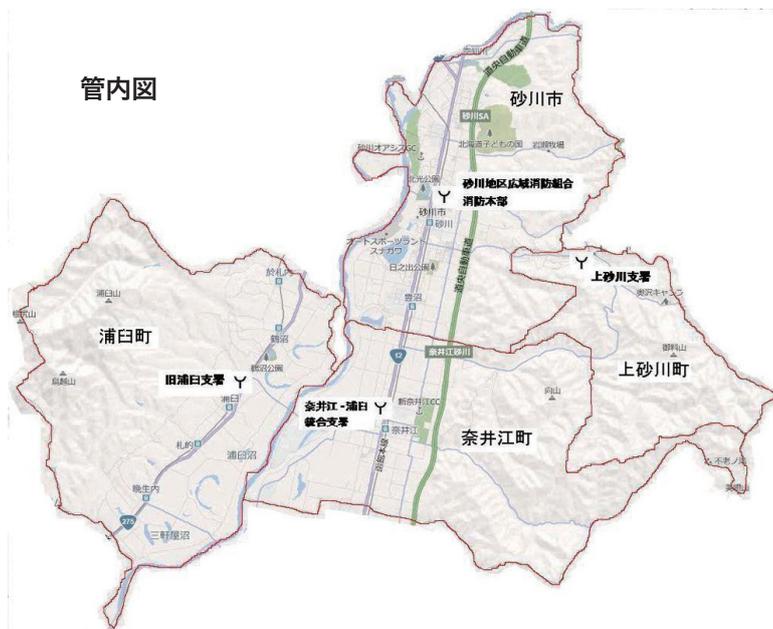


庁舎

管内の状況

管内行政面積は307.73km²で管内人口は31,447人と小規模な組合消防であるが、高齢化と過疎化が進行するこの地区において、救急件数は人口減と比例せず増加傾

北海道 砂川地区広域消防組合消防本部



向にあり、救急活動中心となる消防行政の見直しは必須であり、中空知の地域医療の拠点である砂川市立病院との連携を強化し、救急業務の高度化、高齢化に伴う福祉的対応を考慮し、住民のニーズに応えるべく行政サービスとして、更なる充実を図ることが重要である。

広域化のメリット

救急業務の高度化、災害の多様・大規模化、予防行政の拡大及び通信業務の複雑化等、消防を取り巻く環境の変化に対応するにはハード面の整備や人員の育成・確保は不可欠であるものの、この地区における共通課題の一つとして財政難というハードルがあり、限られた財源や人員で、どのように消防力の充実・強化を図っていくべきかということが大きな課題となっていた。

こうした中、広域化により、通信や本部業務等の軽減に伴う余剰人員を必要性の高い業務に配置換えすることが可能となり、出動体制を含めた組織強化が実現した。

また、合理的な予算執行により財政的なメリットが期

待できるなど、各自治体の地域性や特性を生かした中で消防力の強化・消防サービスの向上が可能となった。

現在、消防救急デジタル無線と通信指令システムの予算化が実現し、運用に向けて準備中であり、平成25年4月よりの運用開始となる。

構成市町及び消防団との連携の確保

構成市町との間において、各市町長が作成した防災・国民保護計画は、住民の安心・安全の確保という基本的重要な業務であり、広域化に伴い改めて緊密な連携体制を再構築し、国・道等からの災害派遣要請等に対してもスムーズな対応をするために、消防本部が統率する体制を確立するなど、各種災害・防災に関して、構成市町の理解と協力を求め、防災・国民保護担当部局と消防との間において必要な事項を整備し、連携強化を図った。

また、消防団は地域に密着した消防防災活動を行うという特性を有することから広域化後においても従来どおり各団長を筆頭に組織を確立されているが、砂川地区広域消防組合と構成市町の各消防団との連携体制を構築するため、各署所に消防団係を配置し、消防団に係る事務を整備し、各団との連絡調整に努め、各団の報酬・旅費等に格差が生じないよう消防団条例を一本化に整備し、

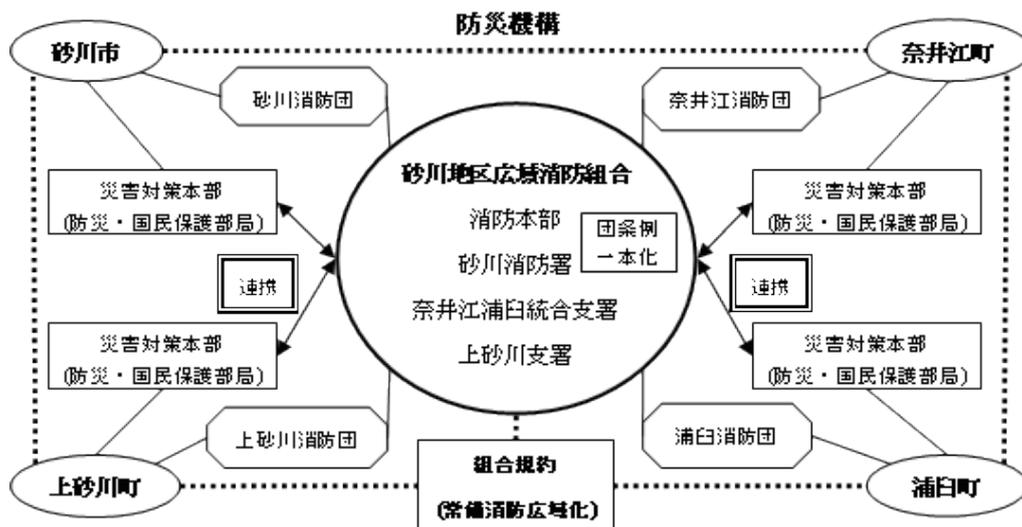


出初式のはしご乗り演技（団員）

連体の意識向上を図った。また、メール召集システムの導入及び出動区分等の見直しにより災害対応の強化を図り、組合団長会議・組合連合演習等の開催により連携強化を図った。

おわりに

現在当組合は、団塊世代の退職に伴う代謝が著しく、若い職員が増えているところであるが、現場の経験不足は否めないところであり、この広域化を機に更なる知識・技術の向上を図り、地域住民の安心安全を守るべく組合組織の強化を図りたい。



横浜型救急システムにおける緊急度・重症度識別 コールトリアージ

神奈川県 横浜市消防局

横浜市の救急を取り巻く状況

横浜市は、東京湾に面した神奈川県内最大の都市で、江戸時代末期、日米修好通商条約の締結により、我が国最初に開港した都市のひとつとして広く知られています。横浜市消防局は、市域434.98km²、人口約370万人を18消防署及び78消防出張所、職員約3,400名で管轄しています。

平成8年末に約332万人だった本市の人口は、本年までに約10%増加していますが、この間の救急出場件数は、106,232件（平成8年中）から167,075件（平成23年中）と約57%も増加しており、高齢化の進展などによって増え続ける救急需要にどう応えていくかが喫緊の課題となっています。

横浜市救急条例の制定

本市では、厳しい行財政下で救急隊の増隊が困難な中、「救える命を救いたい」という命題を解決するための取り組みとして、平成19年12月15日、横浜市救急条例を制定しました。（平成20年10月1日施行）

同条例では、市民、事業者、本市の責務、大規模集客施設や駅舎、一定規模以上のスポーツ施設へのAED等の設置義務等を規定するとともに、119番救急通報時における緊急度・重症度識別（コールトリアージ）に基づく救急隊等の弾力的な運用を行っていくことを定め、平成20年10月から横浜型救急システム

の運用を開始しました。

横浜型救急システム

横浜型救急システムは、119番救急通報内容から緊急度及び重症度を識別して出場部隊の種類及び規模を選別するものです。出場する部隊としては、従来からの救急隊及び消防隊（PA連携）に加え、軽乗用車型のミニ消防車等を活用した救命活動隊を新たに連携隊として編成し、重篤な傷病者の元にいち早い現場到着と十分な人員を投入することを主な目的としています。

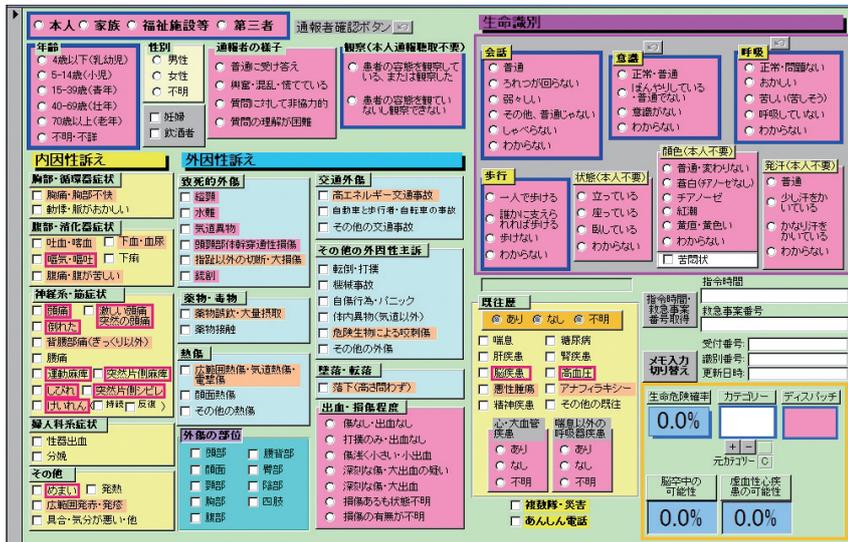
緊急度・重症度識別（コールトリアージ）

横浜型救急システムを運用するためには、119番通報受信時における迅速かつ的確な緊急度及び重症度の識別が前提となります。本市では、横浜市メディカルコントロール協議会の医師等を中心として専用のプログラム（緊急度・重症度識別プログラム）を開発し、コールトリアージを実施しています。

具体的には、救急要請時の119番通報に際して指令管



識別を実施する指令管制員



緊急度・重症度識別プログラム画面

と識別された事案のうち89.8%が軽症となっており、なかでも特に重要なC P A事案に着目すると、「A+」と識別された事案のうちC P A事案の割合は54.0%、反対にC P A事案のうち「A+」と識別した事案の割合は87.0%となっています。

これらのことは、緊急度・重症度の高い事案に対して必要な部隊を迅速に出場させる一方、限りある救急資源を効率よく投入するというシステム導入の効果を表わしています。

制員は出場場所を特定した後、専用プログラム画面が表示されたタッチパネル端末を用いながら、傷病者の緊急度・重症度を識別します。傷病者の年齢、性別、呼吸や意識の状態、主訴などをプロットすると緊急度・重症度が5段階（A+、A、B、C+、C）に分類されたカテゴリーとして自動的に判定され、このカテゴリーによって部隊の種類や規模を決定します。C P A事案など緊急度・重症度が最も高い「A+」と判定された場合には、救急隊及び消防隊を出場させてP A連携活動を実施、次いで緊急度・重症度が高い「A」と判定された場合には、救急隊及び救命活動隊を出場させて傷病者へのいち早いファーストタッチを目指します（救命活動隊は、指令場所に対して救急隊の現在位置より近くに位置する場合に指令します。）。

効果

横浜型救急システムの導入により、緊急度・重症度の高い事案に対する現場到着が全体平均よりも1分近く早くなっています。また、カテゴリー「A+」と識別された事案のうち61.7%の初診時傷病程度が重症以上、「C」

課題

緊急度・重症度識別プログラムに基づいた横浜型救急システムは、現在のところ、その効果を発揮しているといえますが、今後発生する様々な事案の検証を継続して行いプログラム改善などを重ねながら、その精度の維持、向上を図っていく必要があります。

また、緊急度・重症度識別を含む指令管制は、プログラムを開発すれば実施できるというものではなく、それを自在に操る指令管制員の存在があって初めて可能になるものです。指令管制員には指令コンピュータ機器を操作する能力、医学的な知識に基づいて通報内容を聴取する能力、通報者に口頭指導を行う能力などのさまざまなスキルが求められます。このため、人事異動により新たに指令管制員の任に就く職員に対しては延べ140時間の教育と効果測定を課すとともに、指令台勤務の合間を縫って事例研究や必要情報の共有等を継続して実施しています。迅速かつ確かな指令管制は、いかに電算化を図ろうと最終的には指令管制員の冷静な判断に拠るものだから、職員の能力開発に組織的に取り組み続けることが必要不可欠であるといえるでしょう。

緊急消防援助隊情報

平成24年度地域ブロック合同訓練について

広域応援室

先月号に引き続き、今月号では平成24年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練のうち、中国・四国ブロック合同訓練及び中部ブロック合同訓練の実施状況を各ブロック担当県等からの寄稿によりお知らせします。

中国・四国ブロック 山口県総務部防災危機管理課

平成24年度緊急消防援助隊中国・四国ブロック合同訓練を、山口県山口市及び防府市において、次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成24年11月1日（木）・2日（金）

2. 実施場所

(1) 本部等設置運営訓練（1日）

山口県庁、山口市役所、防府市消防本部ほか

(2) 部隊参集訓練（1日）

山口市消防本部、防府市消防本部、山口県消防学校、維新百年記念公園ほか

(3) 野営訓練（1日）

山口きらら博記念公園、セミナーパーク

(4) 夜間訓練（1日）

山口県消防学校

(5) 部隊運用訓練（2日）

山口市きらら浜ほか

3. 実施内容

山口市を震源とする震度6強の地震が発生。

その後、山口市沖の海域で発生した余震により津波も発生し、山口市及び防府市で甚大な被害が生じているとの想定で訓練を実施した。

(1) 本部等設置運営訓練

山口県庁に県災害対策本部及び消防応援活動調整本部、山口市役所と防府市消防本部に市災害対策本部、消防対策本部及び指揮支援本部を設置し、図上シミュレーション訓練を実施した。

また、山口県消防防災航空センターに航空隊指揮本部を設置し、調整本部と連動した図上訓練を実施した。

《所見・今後の課題等》

○今回の訓練では、同一室内に県災害対策本部と調整本部を設置したことから、円滑な情報共有が図られたが、実災害においては、長期間にわたることを考えると、同一室内では場所が手狭であったと感じた。

今後、調整本部の設置場所も含め、連携方法などを検討する必要がある。

○実災害を想定し、敢えて多数の災害案件を付与し、緊急性が高く直ちに対処すべき案件と、優先度の低い案件に分ける、情報のトリアージを意識した訓練の必要性を感じた。



消防応援活動調整本部（11月1日 山口県庁）

(2) 夜間訓練

消防学校において、既設施設（都市型救助施設、USAR施設、実火災施設）を活用し、3種類の災害現場（地滑り災害救出、ビル倒壊救出、耐火建物火災）を再現した夜間訓練を実施した。

時折小雨の降る中、夜11時過ぎまで、指揮支援隊の出動指示を受けた各隊により、消火・救助活動が展開された。

《所見・今後の課題等》

○ブラインド型の夜間訓練については、実際の災害現場でも活動が求められるものであり、参加機関や開催する側の負担も大きいですが、効果の大きさを考えると今後も実施すべきと感じた。

○今回は、野営場所から少し離れた場所で夜間訓練を実施したが、会場移動に時間がかかったこと、全県隊に出動機会を設けたこと等から、訓練終了まで時間を要した。

(3) 部隊運用訓練

大規模火災消火訓練や土砂災害救出訓練等に加え、



夜間訓練【地滑り災害救出訓練】(11月1日 県消防学校)



部隊運用訓練【土砂災害救出訓練】(11月2日 きらら浜)

東日本大震災や本県の地域特性（三方を海に面し長い海岸線を有する）を踏まえ、沖合での津波漂流者救出訓練を実施した。

また、各部隊の災害対応力をさらに高めてもらうことを目的とし、ブラインド型の訓練となるよう、訓練開始直前に一定の訓練想定のみを示すこととした。

《所見・今後の課題等》

- 今回は、短時間での各部隊の活動調整が求められ、かつ活動現場では迅速な判断が必要となるブラインド型の訓練であったが、参加機関から概ね評価をいただいた。
- 複数の訓練を平行して実施し、できるだけ救出まで完結するよう配慮したが、ブラインド型とした

こと等により、一部の訓練は完結せず終了した。

4. おわりに

本県は、これまで緊急消防援助隊の受援経験はなく、応援についても東日本大震災の1事例のみです。

こうした中、今回の図上訓練では、まずは、本県の受援体制の検証、消防庁や各機関との情報伝達の確認などを主眼に取り組みました。

一方、部隊運用訓練では、厳しい環境下で活動した東日本大震災の実体験を活かし、より実災害に即した訓練内容となるよう工夫し実施しました。

今後は、本訓練での成果や課題を踏まえ、本県の受援体制のさらなる充実・強化を図るとともに、応援部隊の技術向上にも繋げていきたいと考えております。

中部ブロック 福井県危機対策・防災課

平成24年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練を、福井県福井市及び坂井市において、次のとおり実施しました。

1. 実施日

平成24年11月9日(金)、10日(土)

2. 実施場所

- (1) 消防応援活動調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部設置・運営訓練（9日）
福井県庁、福井市消防局、嶺北消防組合消防本部
- (2) 参集訓練および受援対応訓練（9日）
坂井市、南越前町、大野市
- (3) 野営訓練・救助技術講習会（9日）
坂井市三国町「テクノポート福井総合公園、港のホテル」
- (4) 部隊運用訓練（10日）
ア 主会場：坂井市三国町「県有地外」
イ 津波漂流者救助訓練会場：坂井市三国町「福井港」
ウ 石油コンビナート火災消火訓練会場：福井市石新保町「福井国家石油備蓄基地」

3. 実施内容

災害時に想定される部隊の移動や転戦活動を検証するため、複数会場での、分散並行型の訓練を実施した。また、実戦的な訓練とするためブラインド型の訓練を中心とした内容とし、さらには、今年度新たに配備された緊急消防援助隊動態情報システムを有効に活用しながら実施した。

(1) 消防応援活動調整本部、緊急消防援助隊指揮支援本部設置・運営訓練

地震の発生を受けて福井県庁に消防応援活動調整本部を、また、福井市消防局と嶺北消防組合消防本部に指揮支援本部を設置した。

訓練は、消防応援活動調整本部、指揮支援本部および緊急消防援助隊の各部隊が連携して行うとともに、コントローラーや両指揮支援本部等から送られてくる情報をもとに、緊急消防援助隊に関する一連の情報伝達及び運営訓練を実施した。

また、消防応援活動調整本部の大型画面装置に「緊急消防援助隊動態情報システム」の地図情報を出力し、



部隊配備や活動管理に有効に活用することができた。今後は、今年8月から運用を開始した「支援情報共有ツール」もあわせて活用し、被災状況等の情報発信や各種支援情報を円滑に共有できるよう訓練を行うべきであると認識した。

(2) 参集訓練および受援対応訓練

各県の緊急消防援助隊は、想定された地震発生時刻を基準として、実動時に準じた手順および方法で参集を実施、参集時間や進出ルート上の障害等について検証を行った。

また、日本海に面し、多くの原子力発電所が立地する福井県では、東日本大震災の教訓を生かして、津波災害や原子力施設の事故等を考慮した進出ルートの選定を行い、迅速出動する岐阜県隊の進出ルートを、県北東部を通る国道158号線経由としたほか、本訓練の想定震源域に近い石川県隊の出動時間を実態に合わせて遅らせる等、より実践的な訓練を実施した。

さらに、各参集部隊の確実な受援体制を構築するため、進出拠点を3箇所に分散設置、その設置場所は災害現場への迅速な部隊の投入と利便性等を考慮して、高速道路のPA、SAおよび主要幹線道路沿いのショッピングセンター駐車場とした。

今回の訓練では、進出拠点を高速道路上に設定したことにより、部隊の集結や燃料等の補給もスムーズに実施することができた。

(3) 野営訓練・救助技術講習会

野営訓練では、各消防本部が保有する資機材を活用しながらも、各都道府県隊が一体的に後方支援活動に取り組み、効率的な訓練を実施した。

また、夜間に行われた救助技術講習会では、USAR技術、ロジスティックおよび総務省消防庁救助技術の高度化検討会で発表されたマーキング技術等について、実演を交えた講習を行い、参加者は救助技術のほか、救助活動時における連携等についても知識を深めることができた。

(4) 部隊運用訓練

部隊運用訓練は主会場のほかに、訓練会場を更に2会場設けて実施、東日本大震災の教訓を生かして、福井県では、今回初めて津波漂流者救助訓練や水難救助訓練、街区火災消火訓練を取り入れるとともに、化学工場や石油備蓄基地が立地する地域性を考慮して毒劇物救助訓練、石油コンビナート火災消火訓練等の訓練を実施した。また、各訓練においては、自衛隊、警察、DMAT等、防災関係機関と連携し、連携体制の確認と検証を実施した。



街区火災消火訓練



水難救助訓練



津波漂流者救助訓練

4. おわりに

今回の訓練では、ブラインド型訓練を多く取り入れるとともに、地域の特性や実情を考慮するなど、東日本大震災を始め、過去に発生した災害の教訓を踏まえて、より実態に即した訓練を計画しました。

今後、本訓練を通じて得られた貴重な経験およびデータを防災知識の蓄積や技術の向上、また防災計画等の改善につなげていきたいと考えております。

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室 木立
TEL: 03-5253-7527

機能別消防団始動！

和歌山市消防団

平成24年10月24日、和歌山市消防団では、少子高齢化や産業・就業構造の変化に伴い、全国的にも減り続けている消防団員確保のため、本年度機能別消防団制度を創設、発足式を開催しました。本市では定員1,750人に対し平成17年から定員を100人以上割込んでいましたが、今回、現場経験や技術が豊富な退職消防職団員からなるOB団員と、楽器演奏力の高い防火広報団員合わせて67人が入団、活動を開始しました。有事の際には消防団活動や避難所運営に携わるなど、消防力の強化が図られるものと期待しています。



消防音楽隊として活動を開始した防火広報団員

第37回市民と消防フェスティバルを開催

茨木市消防本部

平成24年11月4日、茨木市消防本部は、市民と消防機関が防火に対する相互理解と連帯意識を深めながら一体的に「安全・安心なまちづくり」を進める、第37回市民と消防フェスティバルを開催。

はしご車やミニ消防車・救急車の試乗、消火や応急手当実技体験、子供用現場外套を着用したパチリコーナー、茨木警察署のパトカーや白バイ展示や防犯グッズ配布、消防音楽隊のドリル演奏、幼稚園児の鼓笛隊、バトンクラブの演技など、総合的な「安全・安心なまちづくり」のイベント開催となりました。



子供用現場外套を着用したパチリコーナー

消防通信 望楼 ぼうろう

秋季火災予防運動に伴う防火キャンペーン

宝塚市東消防署

宝塚市東消防署では、秋季火災予防運動期間中の平成24年11月13日、駅と近接する商業施設において、防火キャンペーンと題し、防火広報物の配布を実施しました。

今回のキャンペーンでは、地元の幼稚園にご協力いただきました。通行する市民の方々に防火広報物を手渡ししながら、「火の用心お願いします。」と火災予防の呼びかけを行いました。

当日は、園児の元気な声に呼びかけられ、笑顔で防火広報物を受け取る市民のみなさんの姿がとても印象的でした。



「火の用心お願いします！」と防火広報物を手渡す子どもたち

「消防フェア2012」を開催！！

新居浜市消防本部

平成24年11月10日、新居浜市消防本部では、市民への防火・防災意識の高揚を図るため、イオンモール新居浜において消防フェア2012を開催しました。

イベントは店舗屋内外で行い、東日本大震災の記録パネルの展示、災害伝言ダイヤル体験、ミニ消防自動車乗車体験、消火体験などを実施しました。

当日は、天候にも恵まれ盛況の内に終了することができ、広く市民に対して防火・防災意識の高揚を図ることができました。今後もこのようなイベントを通じて、防火・防災思想の普及啓発活動を続けて参ります。



消火体験の様子

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



消防大学校だより

救急科(第74期)

平成24年9月11日から10月11日までの1ヶ月にわたり、救急業務の指導的立場にある職員の資質の向上を目的に、救急科第74期を開講しました。全国の消防本部等から選抜された救急隊長等の35名が、設定されたカリキュラムに積極的に取り組みました。

現在、救急業務は、出場件数の増加、医療との連携による搬送体制の構築等多くの課題を抱え、学生は救急業務の指導者として求められる知識、技術の習得に努めるとともに、その職責、心構えについても認識を深めました。

研修では、消防庁救急企画室による救急行政の動向、最新の救急医療の動向に関する講義、救急需要対策や医療との連携に係る先進的な消防本部の取り組みに関する講義と現地の視察等を実施し、このほか、理論に基づく系統だった部下指導及び救急活動が実践できるよう、リーダーシップ論、教育技法、説得技法や接遇に関する講義や演習等も実施しました。

これらのカリキュラムに加え、課題研究の授業では、各学生が救急業務を遂行する上での問題点について自らテーマを設定し、現状、課題、解決策等について整理、検討を行い、その検討結果についてはパワーポイントを活用した説得力のある資料を作成した上で、研究成果を学生全員の前で発表しました。また、訓練企画運営の授業では、研修の集大成として各班単位に救急訓練のシナリオ作成を行いました。実際に他の班を実施隊として想定訓練を実施しました。訓練結果については検討会を開催、評価するという一連の過程により実施し、訓練指導技術の向上について学びました。

1か月にわたる研修期間では、学生は多彩なカリキュラムに真剣に取り組むとともに、寮生活においても各消防本部の現状及び救急業務が抱える課題等について熱く語り合い、全国規模の絆を育みました。

教育を終えた学生からは、「研修で学んだ指導者、リーダーとしての資質、考え方、身の振る舞い方をこれから所属で実践していきたい。」「課題研究発表で他の本部の抱えている問題点や考え方を知ることができ、今後の活動に生かしたい。」「訓練企画から運営までの流れと着眼点について理解し、検討会の重要性を学ぶことができた。」などの意見がありました。

救急科第74期の卒業生35名は、全国各地の消防本部等における救急業務の指導者として、若手の育成、医療との連携、業務高度化への対応等様々な場面での活躍が期待されます。



災害医療講義



救急訓練運営



通常点検



多数傷病者訓練

消防団長科(第61・62期)

消防団長科は、全国の消防団の幹部である団長及び副団長を対象とした研修課程で、消防団の上級幹部として必要な知識及び技術を総合的に習得することを目的としています。

平成24年度においては、第61期学生24名（平成24年8月27日～31日）、第62期学生24名（平成24年11月26日～30日）が、5日間にわたる研修を修了しました。これで消防団長科の卒業生は、前身の消防講習所を含め2,361名に上ります。

研修では、消防庁長官の講話及び消防団運営に関する講義を消防庁消防防災・危機管理センターで受講し、また、平成23年3月東日本大震災での災害活動事例を学ぶとともに、消防団本部と消防本部との大規模災害発生時における連携及び情報連絡体制の確保をテーマ

とした学生参加型の指揮シミュレーション訓練を実施しました。

さらに消防団を取り巻く環境の変化に対応するため、消防団幹部のあり方、現場活動の安全管理、女性消防団活動等の講義を受講しました。

この他、課題・事例討議では「消防団員の確保」や「大規模災害時の消防団活動」などについて情報提供や意見交換が活発に行われ、消防団が抱える諸問題に対する消防団幹部としての取組みの大切さについて認識を深めました。

今後は、消防大学校において習得した知識・技術や課題討議での取組みをそれぞれの組織で活かすとともに、入校中に培った全国のネットワークを大切にして、更なる活躍が期待されます。



第61期入校式



第62期指揮シミュレーション訓練



第61期

消防防災・危機管理センターにて



第62期

問合わせ先

消防庁消防大学校教務部 野崎・藤崎
TEL: 0422-46-1712



最近の報道発表について (平成24年11月27日~12月26日)

<総務課>

24.12.7	<u>「平成24年版消防白書」の公表</u>	消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しており、平成24年12月7日の閣議を経て公表しました。消防白書は、消防庁のホームページに掲載するとともに、政府刊行物サービスセンターや主要書店などで販売されます。白書全文については、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h24/index.html) にてご覧になれます。
---------	------------------------	--

<消防・救急課>

24.12.21	<u>平成24年度消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金交付決定 (第4次)</u>	東日本大震災で被害を受けた消防施設等の復旧を行うため、消防防災施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金の交付決定 (以下、交付決定額) を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> 消防防災施設災害復旧費補助金 0.2億円 (既交付分 223.1億円) 消防防災設備災害復旧費補助金 0.3億円 (既交付分 157.1億円)
24.12.14	<u>平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費に係る消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定</u>	平成24年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費に係る消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金について、交付決定 (以下、交付決定額) を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> 消防防災施設整備費補助金 9.9億円 緊急消防援助隊設備整備費補助金 20.5億円

<救急企画室>

24.11.30	<u>「平成24年版 救急・救助の現況」</u>	全国の救急業務及び救助業務の実施状況等について、例年調査を実施しており、「平成24年版 救急・救助の現況(救急蘇生統計を含む。)」をとりまとめました。
----------	--------------------------	---

<予防課>

24.12.18	<u>財団法人消防試験研究センターへの業務改善命令</u>	危険物取扱者試験事務の適正な実施を確保するため、同センター理事長に対し、消防法第13条の15第1項の規定に基づく業務改善命令を発出しました。
----------	-------------------------------	--

<危険物保安室>

24.12.18	<u>危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (案) に対する意見募集の結果及び省令の公布</u>	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令について、意見募集を経て、公布しました。
----------	--	--

<特殊災害室>

24.12.12	<u>地域防災計画 (原子力災害対策編) 作成マニュアル (改訂版) の公表</u>	原子力災害対策特別措置法、防災基本計画 (原子力災害対策編) 等の改訂を踏まえ、地域防災計画 (原子力災害対策編) 作成マニュアル (平成24年12月改訂版) を取りまとめました。
----------	--	--

<国民保護室・国民保護運用室>

24.12.26	<u>「全国瞬時警報システムの自動放送等に関する第3回再訓練」の実施結果の公表</u>	平成24年12月5日 (水)、全国瞬時警報システム (Jアラート) の自動放送等に関する第3回再訓練を実施しました。参加した29市町村に関しては、一部の市町村において不具合が見られたものの、ほとんどの市町村 (26市町村) において正常であることが確認できました。
24.12.21	<u>「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」報告書の公表</u>	東日本大震災や、本年の北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案、茨城県等における竜巻災害等を踏まえ、地方公共団体から住民への確実かつ迅速な情報伝達について検討し、住民に対する情報伝達手段の整備及び管理・研修等に係る基本的な考え方について報告書を取りまとめました。
24.12.4	<u>「全国瞬時警報システムの自動放送等に関する第2回再訓練」の実施結果の公表</u>	平成24年11月21日 (水)、全国瞬時警報システム (Jアラート) の自動放送等に関する第2回再訓練を実施しました。参加した120市町村に関しては、一部の市町村において不具合が見られたものの、ほとんどの市町村 (116市町村) において不具合が改善されていることが確認できました。

<防災課>

24.12.20	<u>「消防団員入団促進キャンペーン」の実施</u>	地域防災力の向上を図るために、退団時期の前の1月から3月を「消防団員入団促進キャンペーン」の期間として位置づけ、消防団員募集についての広報を全国的に展開しています。
24.11.30	<u>防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果</u>	公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たしており、これら施設を対象とした平成23年度末の耐震化進捗状況を確認するため、調査を実施しました。



最近の通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予 第433号	平成24年12月14日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	「第59回文化財防火デー」の実施について
府原対 第130号 消防特 第244号	平成24年12月12日	関係都道府県防災主管部長	内閣府大臣官房原子力災害対策 担当室長 消防庁特殊災害室長	地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアルの改訂について
消防予 第431号	平成24年12月10日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	ホテル・旅館等に係るフォローアップ調査の実施について

広報テーマ

1 月		2 月	
①文化財防火デー ②1月17日は「防災とボランティアの日」 ③消火栓の付近での駐車禁止 ④消防団員の入団促進	予防課 防災課 消防・救急課 防災課	①春季全国火災予防運動 ②住宅の耐震化と家具の転倒防止 ③全国山火事予防運動 ④地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	予防課 防災課 特殊災害室 防災課

住宅の耐震化と家具の転倒防止について

防災課

地震はいつどこで起きるかわかりません。阪神・淡路大震災では、6,400名を超える死者のうち、8割以上が住宅の倒壊等による圧迫もしくは倒壊した住宅や転倒した家具から逃れることができないまま火災に遭遇し亡くなられています。

このような被害を少しでも軽減するためには、住宅の耐震化や家具の転倒防止などが極めて有効です。

住宅の耐震化について

○ 自宅の建築年度の確認

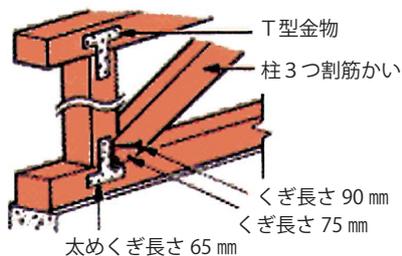
自宅の建築年度を確認しましょう。建築基準法による現行の耐震基準は昭和56年6月1日から導入されており、昭和56年5月以前に建築確認を受けて建築された建築物の中には、現行の耐震基準に適合しない建築物があります。

○ 耐震診断の相談

自宅が昭和56年5月以前に建築されている場合、まずは、自治体の窓口で相談するのが良いでしょう。耐震診断に関する補助制度を設けている自治体や無料で診断士を派遣してくれる自治体などもあり、これらの制度をうまく活用すると良いでしょう。また、行政以外では、地域の建築士会で相談を行っている場合もあります。

○ 耐震補強の実施

耐震診断の結果、耐震性がないと判断された場合は、補強を行う必要があります。壁の筋かい等を追加する、梁と柱の間を金具で補強する、基礎を鋼材で補強する等、様々な方法がありますので、建築士や工務店とよく相談することが必要です。この場合も、工費の一部について自治体が補助制度を設けている場合がありますので、施工前に自治体の窓口で制度の確認を行うことをおすすめします。



耐震補強の一例

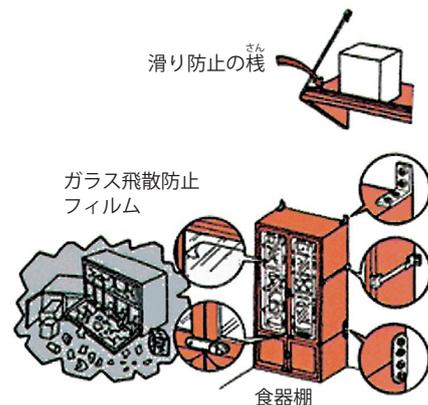
する位置については、家具の高さ分だけ離れた場所にするか、家具の側方部分で就寝するほうが安全です。

また、家具が倒れても出入口が塞がれないように、家具は出入口に置かない、あるいは万が一倒れても通り抜けられる空間を残せる位置に置くなど、部屋の状況にあわせて工夫してみる事が大切です。

○ 具体的な転倒防止対策

配置の工夫だけではやはり限界があります。タンスや本棚などをL型金具や支え棒などで固定する、食器棚に扉が開かないための扉開放防止器具を取り付ける、冷蔵庫を転倒防止用ベルトで固定するなど、具体的な転倒防止策を講じることが必要です。

これらの器具については、家電メーカー・家具メーカーや販売店に問い合わせるか、ホームセンター等で販売されているものを活用しても良いでしょう。



家具の転倒防止の一例

住宅の耐震化や家具の転倒防止などは、地震被害を軽減するために有効な取り組みです。確かに費用を要しますが、既存の制度を活用することなどにより、通常より安価に対応できる場合もあります。地震が起きたとき、地震の揺れや転倒した家具から自分の身を守るため、日頃から一人ひとりが地震に対する備えの意識を持つことが必要です。自宅の建築年度を確認して、昭和56年5月以前の建築物であれば、耐震診断を受けることや、自宅の家具固定などについて検討されてはいかがでしょうか。

家具の転倒防止については、消防庁HPで詳しく紹介しています。

<http://www.fdma.go.jp/html/life/kagui1.html>

家具の転倒防止について

○ 家具配置等の工夫

まずは、転倒被害を受けにくい家具の配置について工夫してみてください。例えば、家具の配置と就寝

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課震災対策係 日野、長崎
TEL: 03-5253-7525



お知らせ



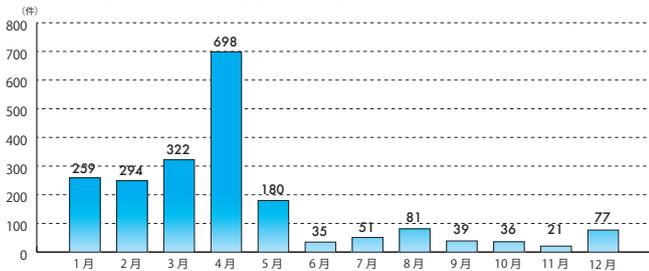
林野火災を防ごう！ ～全国山火事予防運動～

特殊災害室

1. 林野火災の発生状況及び注意点

国内における林野火災は、例年春先に多く発生しています。平成23年中は、下図に示すとおり2月から4月までの間に1,314件の火災が集中して発生しました（年間出火件数の約60%）。春先に林野火災が多いのは、枯葉が地上に積もり、下草も枯れているうえ、降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい気象条件となっており、さらに、この時期になると火入れが行われ、また、山菜採りや森林レクリエーションなどにより入山者が増えることによるものと考えられます。

林野火災の月別出火件数（平成23年中）



平成23年中の林野火災発生状況を見ると、出火件数は2,093件（前年1,392件）、焼損面積は2,071ha（同755ha）、損害額は10億1,706万円（同7,098万円）、死者は19人（同5人）となっています。平成23年においては東日本大震災により3月に大規模・広範囲の林野火災が発生したため、特に焼損面積、損害額が大幅に増加しています。

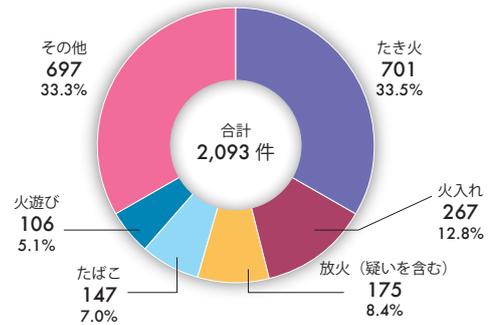
出火原因としては、「たき火」によるものが701件で全体の33.5%を占め最も多く、次いで「火入れ」、「放火（放火の疑いを含む）」、「たばこ」の順となっており、「火遊び」を入れた人為的な要因による火災の割合は、全体の約70%を占めています。

林野火災を未然に防ぐため、次のような点に注意するよう心がけましょう。

【林野火災防止のための注意点】

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ・ 喫煙は、指定された場所で行い、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ・ バーベキューなど火を使用する場合には、指定された場所で行い、そこを離れる時には、完全に火を消すこと
- ・ 各自のゴミは、指定された場所に捨てるか持ち帰ること
- ・ 火気を使用する場合は、周囲の可燃物の状況に十分注意するとともに消火用の水等を必ず用意すること
- ・ 強風注意報や乾燥注意報などが発表されている場合は、火気の使用は差し控えること

林野火災の出火原因別件数（平成23年中）



2. 全国山火事予防運動（3月1日～3月7日）

消防庁では、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的として、林野庁と共同で春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間と定め、次のような活動を通じて山火事予防を呼びかけています。

【全国山火事予防運動期間中における主な活動】

- ・ 全国の消防関係機関において林野火災の予防対策と警戒を強化
- ・ ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動
- ・ 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗やポスターの掲示
- ・ 報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発
- ・ 消防訓練及び防火研修会の開催、婦人（女性）防火クラブの広報活動など

平成25年 山火事予防の標語

「山の火事 もとは小さな 火種から」

3. おわりに

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源であり、一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力を要することになります。

林野火災の大部分は、皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取扱いには十分気をつけましょう。

問い合わせ先

消防庁特殊災害室 石川、後藤
TEL: 03-5253-7528

平成25年1月26日は第59回文化財防火デーです

みんな 守ろう 文化財



 文化庁・消防庁 

第59回文化財防火デー消防訓練
国宝二条城(京都府京都市)

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>